根室市教育委員会訓令第１号

　根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

　　令和５年　４月２４日

根室市教育委員会
教育長　波　岸　克　泰

令和５年　４月２４日
根室市教育委員会訓令第１号

根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱の一部を改正する訓令

根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱（平成２５年根室市教育委員会訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（助成対象経費）

第５条　助成対象経費については、交通費、宿泊費とし、次の各号に掲げる経費により算出する。

（１）　交通費は、本市と大会開催地間の移動に要した経費とし、次に掲げるものとする。

ア　貸切バス等（ジャンボタクシーを含む。）を使用する場合は、借上料金（運転手宿泊代、駐車料金及び有料道路料金など経費を含む。）の実費額。

イ　鉄道、船舶、航空機及び路線バスを使用する場合は、それに要した実費額。

ウ　自家用車を利用する場合は、１台につき幹線道路による最短の道のりで計算した距離に１キロメートル当たり１０円を乗じて得た額に有料道路料金を加えた額とする。

（２）　宿泊費は、大会の参加に要した宿泊費の実費額とし、１人１泊につき１０，９００円を限度とする。

２　主催団体や学校等から参加経費の負担や助成を受けた場合は、助成対象経費からその金額を減額する。

３　助成対象経費は、助成対象者が最も合理的かつ経済的な経路及び交通手段を利用したことを前提として算定するものとする。

４　前３項のほか、助成対象経費の具体的算定方法は、別に定める算定基準によるものとする。

第６条を削る。

第７条中「３分の２」を「４分の３」に改め、同条を第６条とする。

第８条中「、スポーツ及び文化の区別を問わず」を削り、「１回」を「２回」に改め、同条を第７条とする。

第９条中「助成金の交付を受けようとする者」を「助成対象者が助成金の交付を受けようとするとき」に改め、同条を第８条とする。

第１０条中「当該申請者」を「申請のあった助成対象者」に改め、同条を第９条とし、第１１条から第１３条までを１条ずつ繰り上げる。

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。